協力金要件確認フローチャート（京都市）

飲食店・遊興施設等（以下「対象施設」という。）を運営している企業・団体、個人事業主ですか？

いいえ

↓ はい

飲食店営業や喫茶店営業など、営業に必要な許認可等を取得していますか？

いいえ

↓ はい

「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証ステッカー」若しくは「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」の交付を受けていますか？又は業種別ガイドライン等に基づき感染防止に取り組んでいますか？

いいえ

↓ はい

カラオケ喫茶・スナック（カラオケボックスを除く。）については、時短要請の期間中、カラオケ設備の使用を自粛していましたか？
（カラオケ喫茶・スナック以外の施設は「はい」に進んでください）

いいえ

↓ はい

時短要請の期間中、酒類の提供は行っていませんか？

いいえ

↓ はい

令和3年7月30日(金)の要請日以前から営業していましたか？

いいえ

↓ はい

対象施設を、令和3年7月30日(金)の要請日以前は20時～翌朝5時の時間帯に営業していましたか？
（※12/21～3/21及び4/5～8/1の営業時間短縮要請等に応じた方はその応じた期間以前）

いいえ

↓ はい

時短営業の協力開始日から令和3年8月19日（木）までの間、定休日等の店休日を除き、連続して京都府の営業時間短縮要請に協力しましたか？

いいえ

↓ はい

まん延防止等重点措置協力金［8/2～8/19実施分］の申請ができます。

協力金の申請はできません